

令和6年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算

第1章 市町水道事業

(総 則)

第1条 令和6年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計（市町水道事業）の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

[市町水道事業計]

(1) 給 水 戸 数	275,469 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	62,628,155 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	171,585 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	11,831,324 千円

[竹原市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	12,733 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	4,155,417 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	11,384 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	473,281 千円

[三原市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	38,600 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	9,171,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	25,126 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	1,869,131 千円

[府中市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	12,541 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,411,048 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	6,606 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	600,977 千円

[三次市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	20,012 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	4,456,846 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	12,211 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設建設事業	1,056,763 千円

[庄原市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	10,879 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,665,783 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	7,304 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設建設事業	923,340 千円

[東広島市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	82,528 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	17,616,582 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	48,265 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設建設事業	2,503,848 千円

[廿日市市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	50,585 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	12,192,254 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	33,403 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設建設事業	2,347,453 千円

[安芸高田市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	10,890 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,089,213 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	5,724 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設建設事業	342,648 千円

[江田島市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	11,566 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,196,808 m ³

(3) 一日平均給水量	6,019 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設建設事業	324,908 千円

[熊野町水道事業]

(1) 給水戸数	9,685 戸
(2) 年間総給水量	1,819,890 m ³
(3) 一日平均給水量	4,986 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設建設事業	105,411 千円

[北広島町水道事業]

(1) 給水戸数	4,650 戸
(2) 年間総給水量	1,323,125 m ³
(3) 一日平均給水量	3,625 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設建設事業	718,588 千円

[大崎上島町水道事業]

(1) 給水戸数	4,229 戸
(2) 年間総給水量	1,150,092 m ³
(3) 一日平均給水量	3,151 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設建設事業	114,749 千円

[世羅町水道事業]

(1) 給水戸数	4,395 戸
(2) 年間総給水量	938,369 m ³
(3) 一日平均給水量	2,571 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設建設事業	189,550 千円

[神石高原町簡易水道事業]

(1) 給水戸数	2,176 戸
(2) 年間総給水量	441,728 m ³
(3) 一日平均給水量	1,210 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設建設事業	260,677 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

[市町水道事業計]

		収	入
第1款	水道事業収益及び簡易水道事業収益		20,340,664 千円
第1項	営業収益		15,771,420 千円
第2項	営業外収益		4,559,385 千円
第3項	特別利益		9,859 千円
		支	出
第1款	水道事業費用及び簡易水道事業費用		19,206,207 千円
第1項	営業費用		18,581,091 千円
第2項	営業外費用		566,567 千円
第3項	特別損失		5,449 千円
第4項	予備費		53,100 千円

[竹原市水道事業]

		収	入
第1款	水道事業収益		844,428 千円
第1項	営業収益		813,237 千円
第2項	営業外収益		31,191 千円
		支	出
第1款	水道事業費用		813,345 千円
第1項	営業費用		806,252 千円
第2項	営業外費用		4,093 千円
第3項	予備費		3,000 千円

[三原市水道事業]

		収	入
第1款	水道事業収益		3,227,066 千円
第1項	営業収益		2,672,127 千円
第2項	営業外収益		554,939 千円
		支	出
第1款	水道事業費用		2,998,347 千円
第1項	営業費用		2,834,871 千円
第2項	営業外費用		153,476 千円
第3項	予備費		10,000 千円

[府中市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			712,716 千円
第 1 項 営業収益			624,587 千円
第 2 項 営業外収益			88,129 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			673,653 千円
第 1 項 営業費用			640,137 千円
第 2 項 営業外費用			32,516 千円
第 3 項 予備費			1,000 千円

[三次市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			1,912,856 千円
第 1 項 営業収益			1,245,127 千円
第 2 項 営業外収益			667,729 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			1,834,560 千円
第 1 項 営業費用			1,768,630 千円
第 2 項 営業外費用			55,481 千円
第 3 項 特別損失			5,449 千円
第 4 項 予備費			5,000 千円

[庄原市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			1,136,151 千円
第 1 項 営業収益			689,306 千円
第 2 項 営業外収益			446,845 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			1,068,746 千円
第 1 項 営業費用			1,017,474 千円
第 2 項 営業外費用			48,272 千円
第 3 項 予備費			3,000 千円

[東広島市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			5,223,120 千円
第 1 項 営業収益			4,593,077 千円
第 2 項 営業外収益			630,043 千円
	支	出	

第 1 款	水道事業費用	5,034,047 千円
第 1 項	営業費用	4,940,338 千円
第 2 項	営業外費用	83,709 千円
第 3 項	予備費	10,000 千円

[廿日市市水道事業]

	収	入	
第 1 款	水道事業収益	3,096,983 千円	
第 1 項	営業収益	2,472,652 千円	
第 2 項	営業外収益	624,331 千円	

	支	出	
第 1 款	水道事業費用	2,891,365 千円	
第 1 項	営業費用	2,839,895 千円	
第 2 項	営業外費用	41,470 千円	
第 3 項	予備費	10,000 千円	

[安芸高田市水道事業]

	収	入	
第 1 款	水道事業収益	1,059,125 千円	
第 1 項	営業収益	508,629 千円	
第 2 項	営業外収益	550,496 千円	

	支	出	
第 1 款	水道事業費用	954,689 千円	
第 1 項	営業費用	898,883 千円	
第 2 項	営業外費用	52,806 千円	
第 3 項	予備費	3,000 千円	

[江田島市水道事業]

	収	入	
第 1 款	水道事業収益	826,461 千円	
第 1 項	営業収益	719,667 千円	
第 2 項	営業外収益	106,794 千円	

	支	出	
第 1 款	水道事業費用	786,844 千円	
第 1 項	営業費用	758,347 千円	
第 2 項	営業外費用	25,497 千円	
第 3 項	予備費	3,000 千円	

[熊野町水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			535,963 千円
第 1 項 営業収益			496,694 千円
第 2 項 営業外収益			39,269 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			477,047 千円
第 1 項 営業費用			466,990 千円
第 2 項 営業外費用			9,057 千円
第 3 項 予備費			1,000 千円

[北広島町水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			548,176 千円
第 1 項 営業収益			274,323 千円
第 2 項 営業外収益			273,853 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			488,101 千円
第 1 項 営業費用			467,889 千円
第 2 項 営業外費用			19,212 千円
第 3 項 予備費			1,000 千円

[大崎上島町水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			476,785 千円
第 1 項 営業収益			318,871 千円
第 2 項 営業外収益			148,055 千円
第 3 項 特別利益			9,859 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			463,276 千円
第 1 項 営業費用			446,629 千円
第 2 項 営業外費用			15,547 千円
第 3 項 予備費			1,100 千円

[世羅町水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			441,094 千円
第 1 項 営業収益			214,748 千円
第 2 項 営業外収益			226,346 千円
	支	出	

第 1 款	水道事業費用	431,180 千円
第 1 項	営業費用	418,684 千円
第 2 項	営業外費用	11,496 千円
第 3 項	予備費	1,000 千円

[神石高原町簡易水道事業]

収 入		
第 1 款	簡易水道事業収益	299,740 千円
第 1 項	営業収益	128,375 千円
第 2 項	営業外収益	171,365 千円
支 出		
第 1 款	簡易水道事業費用	291,007 千円
第 1 項	営業費用	276,072 千円
第 2 項	営業外費用	13,935 千円
第 3 項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,600,937 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 747,470 千円、減債積立金 245,004 千円、建設改良積立金 934,884 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,963,194 千円、当年度分損益勘定留保資金 3,156,759 千円、繰越利益剰余金処分数額 435,501 千円及び当年度利益剰余金処分数額 118,125 千円で補てんするものとする。）。

[市町水道事業計]

収 入		
第 1 款	資本的収入	8,267,527 千円
第 1 項	企業債	2,389,600 千円
第 2 項	出資金	2,289,010 千円
第 3 項	固定資産売却代金	127 千円
第 4 項	他会計補助金	407,703 千円
第 5 項	補助金	2,140,890 千円
第 6 項	負担金	1,040,197 千円
支 出		
第 1 款	資本的支出	15,868,464 千円
第 1 項	建設改良費	12,152,394 千円
第 2 項	企業債償還金	3,716,070 千円

[竹原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し

不足する額 356,870 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 31,070 千円、建設改良積立金 107,970 千円、当年度分損益勘定留保資金 217,830 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		148,731 千円
第 1 項	企 業 債		28,300 千円
第 2 項	補 助 金		106,442 千円
第 3 項	負 担 金		13,989 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		505,601 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		476,557 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		29,044 千円

[三原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,359,020 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 119,023 千円、過年度分損益勘定留保資金 208,545 千円、当年度分損益勘定留保資金 921,756 千円、当年度利益剰余金処分数額 109,696 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		1,742,728 千円
第 1 項	企 業 債		779,400 千円
第 2 項	出 資 金		457,152 千円
第 3 項	固 定 資 産 売 却 代 金		127 千円
第 4 項	補 助 金		290,584 千円
第 5 項	負 担 金		215,465 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		3,101,748 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		1,921,003 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		1,180,745 千円

[府中市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 308,653 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,874 千円、建設改良積立金 77,958 千円及び当年度分損益勘定留保資金 191,821 千円で補てんするものとする。）。

収 入			
第 1 款	資 本 的	収 入	455,046 千円
第 1 項	企 業	債	134,500 千円
第 2 項	出 資	金	166,519 千円
第 3 項	補 助	金	146,027 千円
第 4 項	負 担	金	8,000 千円
支 出			
第 1 款	資 本 的	支 出	763,699 千円
第 1 項	建 設 改 良	費	604,339 千円
第 2 項	企 業 債 償 還	金	159,360 千円

[三次市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 827,248 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 67,721 千円、過年度分損益勘定留保資金 328,926 千円及び当年度分損益勘定留保資金 430,601 千円で補てんするものとする。）。

収 入			
第 1 款	資 本 的	収 入	722,193 千円
第 1 項	企 業	債	210,900 千円
第 2 項	出 資	金	246,813 千円
第 3 項	補 助	金	264,480 千円
支 出			
第 1 款	資 本 的	支 出	1,549,441 千円
第 1 項	建 設 改 良	費	1,060,479 千円
第 2 項	企 業 債 償 還	金	488,962 千円

[庄原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 716,357 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 62,594 千円、減債積立金 57,873 千円、当年度分損益勘定留保資金 304,204 千円及び繰越利益剰余金処分額 291,686 千円で補てんするものとする。）。

収 入			
第 1 款	資 本 的	収 入	507,655 千円
第 1 項	出 資	金	126,900 千円
第 2 項	補 助	金	210,328 千円

第 3 項	負	担	金	170,427 千円
			支	出
第 1 款	資	本	的	支
			出	1,224,012 千円
第 1 項	建	設	改	良
			費	925,253 千円
第 2 項	企	業	債	償
			還	金
				298,759 千円

[東広島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,212,314千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額176,915千円、建設改良積立金300,000千円、過年度分損益勘定留保資金379,333千円及び当年度分損益勘定留保資金356,066千円で補てんするものとする。）。

			収	入	
第 1 款	資	本	的	収	入
					1,844,064 千円
第 1 項	企	業	債		567,900 千円
第 2 項	出	資	金		595,562 千円
第 3 項	他	会	計	補	助
				金	39,034 千円
第 4 項	補	助	金		195,562 千円
第 5 項	負	担	金		446,006 千円
			支	出	
第 1 款	資	本	的	支	出
					3,056,378 千円
第 1 項	建	設	改	良	費
					2,675,187 千円
第 2 項	企	業	債	償	還
				金	381,191 千円

[廿日市市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,202,051千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額138,332千円、過年度分損益勘定留保資金872,240千円及び当年度分損益勘定留保資金191,479千円で補てんするものとする。）。

			収	入	
第 1 款	資	本	的	収	入
					1,434,855 千円
第 1 項	企	業	債		411,600 千円
第 2 項	出	資	金		411,600 千円
第 3 項	補	助	金		502,195 千円
第 4 項	負	担	金		109,460 千円
			支	出	
第 1 款	資	本	的	支	出
					2,636,906 千円
第 1 項	建	設	改	良	費
					2,351,317 千円

第 2 項 企 業 債 償 還 金

285,589 千円

[安芸高田市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 582,527 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 30,232 千円、減債積立金 52,075 千円、建設改良積立金 97,576 千円、当年度分損益勘定留保資金 270,051 千円及び繰越利益剰余金処分額 132,593 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		69,966 千円
第 1 項	企 業 債		35,300 千円
第 2 項	出 資 金		13,833 千円
第 3 項	補 助 金		13,833 千円
第 4 項	負 担 金		7,000 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		652,493 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		347,192 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		305,301 千円

[江田島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 379,629 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24,178 千円、建設改良積立金 241,550 千円及び当年度分損益勘定留保資金 113,901 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		47,436 千円
第 1 項	補 助 金		43,000 千円
第 2 項	負 担 金		4,436 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		427,065 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		332,210 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		94,855 千円

[熊野町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 76,205 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,051 千円及び過年度分損益勘定留保資金 71,154 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		32,722 千円
第 1 項	補 助 金		12,209 千円
第 2 項	負 担 金		20,513 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		108,927 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		108,927 千円

[北広島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 445,561 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 42,983 千円、減債積立金 135,056 千円、建設改良積立金 109,830 千円、当年度分損益勘定留保資金 146,470 千円及び繰越利益剰余金処分額 11,222 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		540,128 千円
第 1 項	企 業 債		103,100 千円
第 2 項	出 資 金		218,514 千円
第 3 項	補 助 金		218,514 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		985,689 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		779,952 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		205,737 千円

[大崎上島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 13,950 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,467 千円及び過年度分損益勘定留保資金 12,483 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		164,518 千円
第 1 項	企 業 債		52,000 千円
第 2 項	出 資 金		22,925 千円
第 3 項	他 会 計 補 助 金		66,667 千円
第 4 項	補 助 金		22,925 千円
第 5 項	負 担 金		1 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		178,468 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		118,071 千円

第 2 項 企 業 債 償 還 金

60,397 千円

[世羅町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 99,543 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,030 千円及び過年度分損益勘定留保資金 90,513 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	246,041 千円
第 1 項 出 資 金	29,192 千円
第 2 項 他 会 計 補 助 金	142,757 千円
第 3 項 補 助 金	29,192 千円
第 4 項 負 担 金	44,900 千円
支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出	345,584 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	190,739 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	154,845 千円

[神石高原町簡易水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 21,009 千円は、当年度分損益勘定留保資金 12,580 千円及び当年度利益剰余金処分額 8,429 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	311,444 千円
第 1 項 企 業 債	66,600 千円
第 2 項 他 会 計 補 助 金	159,245 千円
第 3 項 補 助 金	85,599 千円
支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出	332,453 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	261,168 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	71,285 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
竹原市水道事業		

	竹原市水道維持管理委託事業	令和 7 年度	1,386 千円
	竹原市水道施設建設工事	令和 7 年度	336,600 千円
三原市水道事業			
	三原市水道維持管理委託事業	令和 7 年度	1,386 千円
	三原市水道施設建設工事	令和 7 年度	317,319 千円
府中市水道事業			
	府中市水道維持管理委託事業	令和 7 年度	45,856 千円
	府中市水道施設建設工事	令和 7 年度から令和 8 年度まで	622,340 千円
三次市水道事業			
	三次市水道維持管理委託事業	令和 7 年度から令和 9 年度まで	380,886 千円
	三次市水道維持管理委託事業	令和 7 年度	契約に定める額
	三次市水道施設建設工事	令和 7 年度	219,760 千円
庄原市水道事業			
	庄原市水道維持管理委託事業	令和 7 年度	1,386 千円
東広島市水道事業			
	東広島市水道土地・構築物借上料	令和 7 年度	1,639 千円
	東広島市水道維持管理委託事業	令和 7 年度から令和 11 年度まで	3,252,484 千円
	東広島市水道施設修繕工事	令和 7 年度	181,768 千円
	東広島市水道施設建設工事	令和 7 年度	1,370,245 千円
廿日市市水道事業			
	廿日市市水道維持管理委託事業	令和 7 年度	1,386 千円
	廿日市市水道施設建設工事	令和 7 年度	576,500 千円
安芸高田市水道事業			
	安芸高田市水道維持管理委託事業	令和 7 年度から令和 11 年度まで	1,132,386 千円
江田島市水道事業			
	江田島市水道維持管理委託事業	令和 7 年度から令和 9 年度まで	211,386 千円
熊野町水道事業			
	熊野町水道維持管理委託事業	令和 7 年度	1,386 千円
北広島町水道事業			
	北広島町水道維持管理委託事業	令和 7 年度から令和 11 年度まで	417,186 千円
	北広島町水道施設建設工事	令和 7 年度	1,100,000 千円
大崎上島町水道事業			
	大崎上島町水道維持管理委託事業	令和 7 年度	1,386 千円
	大崎上島町水道施設建設工事	令和 7 年度	102,302 千円
世羅町水道事業			

世羅町水道維持管理委託事業	令和 7 年度	1,386 千円
世羅町水道施設建設工事	令和 7 年度から令和 8 年度まで	698,500 千円
神石高原町簡易水道事業		
神石高原町簡易水道維持管理委託事業	令和 7 年度	1,386 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良等 資金に充て るため	市町水道事業計 2,389,600 千円	証書借入又は 証券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	借入先の融資条 件の定めるところ による。ただし、 財政上の都合により、据置 期間及び償還期 限を短縮し、繰 上償還し、又は 低利に借換えす ることができる。
	竹原市水道事業 28,300 千円			
	三原市水道事業 779,400 千円			
	府中市水道事業 134,500 千円			
	三次市水道事業 210,900 千円			
	東広島市水道事業 567,900 千円			
	廿日市市水道事業 411,600 千円			
	安芸高田市水道事業 35,300 千円			
	北広島町水道事業 103,100 千円			
	大崎上島町水道事業 52,000 千円			
	神石高原町簡易水道事業 66,600 千円			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

市 町 水 道 事 業 計	3,200,000 千円
竹 原 市 水 道 事 業	100,000 千円

三 原 市 水 道 事 業	700,000 千円
府 中 市 水 道 事 業	100,000 千円
三 次 市 水 道 事 業	300,000 千円
庄 原 市 水 道 事 業	200,000 千円
東 広 島 市 水 道 事 業	750,000 千円
廿 日 市 市 水 道 事 業	200,000 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	200,000 千円
江 田 島 市 水 道 事 業	100,000 千円
熊 野 町 水 道 事 業	100,000 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	150,000 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業	100,000 千円
世 羅 町 水 道 事 業	100,000 千円
神 石 高 原 町 簡 易 水 道 事 業	100,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、水道事業費用及び簡易水道事業費用のうち営業費用及び営業外費用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	
市 町 水 道 事 業 計	2,076,102 千円
竹 原 市 水 道 事 業	109,610 千円
三 原 市 水 道 事 業	366,517 千円
府 中 市 水 道 事 業	128,807 千円
三 次 市 水 道 事 業	113,309 千円
庄 原 市 水 道 事 業	118,181 千円
東 広 島 市 水 道 事 業	470,036 千円
廿 日 市 市 水 道 事 業	279,722 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	68,244 千円
江 田 島 市 水 道 事 業	137,857 千円
熊 野 町 水 道 事 業	65,862 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	60,273 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業	32,932 千円
世 羅 町 水 道 事 業	75,076 千円
神 石 高 原 町 簡 易 水 道 事 業	49,676 千円

交	際	費	
市 町 水 道 事 業 計			315 千円
竹 原 市 水 道 事 業			22 千円
三 原 市 水 道 事 業			42 千円
府 中 市 水 道 事 業			10 千円
三 次 市 水 道 事 業			27 千円
庄 原 市 水 道 事 業			16 千円
東 広 島 市 水 道 事 業			86 千円
廿 日 市 市 水 道 事 業			53 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業			14 千円
江 田 島 市 水 道 事 業			10 千円
熊 野 町 水 道 事 業			7 千円
北 広 島 町 水 道 事 業			8 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業			8 千円
世 羅 町 水 道 事 業			7 千円
神 石 高 原 町 簡 易 水 道 事 業			5 千円

(他会計からの負担金等)

第 10 条 水道事業会計（市町水道事業）の運営のため、他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額は、次のとおりである。

市 町 水 道 事 業 計	2, 175, 004 千円
竹 原 市 水 道 事 業	15, 746 千円
三 原 市 水 道 事 業	262, 410 千円
府 中 市 水 道 事 業	10, 569 千円
三 次 市 水 道 事 業	263, 537 千円
庄 原 市 水 道 事 業	274, 463 千円
東 広 島 市 水 道 事 業	123, 435 千円
廿 日 市 市 水 道 事 業	181, 798 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	379, 390 千円
江 田 島 市 水 道 事 業	35, 656 千円
熊 野 町 水 道 事 業	3, 408 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	153, 589 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業	79, 429 千円
世 羅 町 水 道 事 業	179, 146 千円
神 石 高 原 町 簡 易 水 道 事 業	212, 428 千円

(利益剰余金の処分)

第 11 条 繰越利益剰余金又は当年度利益剰余金のうち処分するものとする金額は、次のとおりと

定める。

市 町 水 道 事 業 計	553,626 千円
三 原 市 水 道 事 業	109,696 千円
庄 原 市 水 道 事 業	291,686 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	132,593 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	11,222 千円
神 石 高 原 町 簡 易 水 道 事 業	8,429 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 12 条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

市 町 水 道 事 業 計	176,457 千円
竹 原 市 水 道 事 業	6,750 千円
三 原 市 水 道 事 業	22,127 千円
府 中 市 水 道 事 業	19,224 千円
三 次 市 水 道 事 業	8,153 千円
庄 原 市 水 道 事 業	6,362 千円
東 広 島 市 水 道 事 業	67,090 千円
廿 日 市 市 水 道 事 業	20,738 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	3,898 千円
江 田 島 市 水 道 事 業	7,000 千円
熊 野 町 水 道 事 業	2,702 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	2,482 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業	5,000 千円
世 羅 町 水 道 事 業	2,699 千円
神 石 高 原 町 簡 易 水 道 事 業	2,232 千円

第2章 水道用水供給事業

(総 則)

第1条 令和6年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計（水道用水供給事業）の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 総 給 水 量	76,787,605 m ³
(2) 一 日 平 均 給 水 量	210,377 m ³
(3) 給 水 対 象 市 町 数	15 市町
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
広島水道用水供給施設建設事業	2,891,774 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設事業	1,443,658 千円
沼田川水道用水供給施設建設事業	1,252,283 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	水道用水供給事業収益	10,817,648 千円
第 1 項	営 業 収 益	9,713,336 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	1,043,689 千円
第 3 項	特 別 利 益	60,623 千円
支 出		
第 1 款	水道用水供給事業費用	9,783,172 千円
第 1 項	営 業 費 用	9,521,434 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	258,738 千円
第 3 項	予 備 費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,599,230 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 442,292 千円、建設改良積立金 3,673,375 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,483,563 千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入	848,489 千円
第 1 項	企 業 債	46,800 千円

第 2 項	出 資 金	304,900 千円
第 3 項	固 定 資 産 売 却 代 金	11,032 千円
第 4 項	補 助 金	305,178 千円
第 5 項	負 担 金	1,300 千円
第 6 項	受 託 金	179,279 千円
支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出	7,447,719 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	5,608,495 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	1,836,627 千円
第 3 項	補 助 金 返 還 金	2,597 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
広島水道用水供給水道維持管理委託事業	令和 7 年度	60,000 千円
広島水道用水供給施設建設工事	令和 7 年度	1,563,000 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設工事	令和 7 年度から令和 8 年度まで	1,200,000 千円
沼田川水道用水供給施設建設工事	令和 7 年度から令和 10 年度まで	3,335,840 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良等 資金に充て るため	46,800 千円	証書借入又は証 券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件 の定めるところに よる。ただし、財政 上の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、繰 上償還し、又は低 利に借換えするこ とができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1,050,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、水道用水供給事業費用のうち営業費用及び営業外費用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職	員	給	与	費	780,297 千円
交		際		費	142 千円

(他会計からの負担金等)

第10条 水道事業会計(水道用水供給事業)の運営のため、他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額は、2,450 千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,000 千円と定める。

令和6年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 総 給 水 量	84,688,030 m ³
(2) 一 日 平 均 給 水 量	232,022 m ³
工 業 用 水 道	160,022 m ³
上 水 道	72,000 m ³
(3) 給 水 対 象 事 業 所 数	37 件
工 業 用 水 道	34 件
上 水 道	3 件
(4) 主要な建設改良事業	
太田川東部工業用水道施設建設事業	1,169,610 千円
沼田川工業用水道施設建設事業	324,615 千円
太田川東部工業用水道第2期水道施設建設事業	249,334 千円
太田川東部工業用水道第2期拡張水道施設建設事業	1,008,697 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 工業用水道事業収益		3,339,986 千円
第 1 項 営 業 収 益		2,834,643 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		468,043 千円
第 3 項 特 別 利 益		37,300 千円
	支 出	
第 1 款 工業用水道事業費用		3,309,803 千円
第 1 項 営 業 費 用		3,192,481 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		113,322 千円
第 3 項 予 備 費		4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 795,696 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 216,309 千円、過年度分損益勘定留保資金 207,056 千円及び当年度分損益勘定留保資金 372,331 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		2,631,273 千円
第 1 項	企 業 債		2,263,600 千円
第 2 項	補 助 金		154,200 千円
第 3 項	負 担 金		114,617 千円
第 4 項	受 託 金		98,856 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		3,426,969 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		2,755,398 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		637,771 千円
第 3 項	他会計長期借入金償還金		33,800 千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
太田川東部工業用水道施設修繕工事	令和7年度	500 千円
太田川東部工業用水道施設建設工事	令和7年度	48,000 千円
沼田川工業用水道施設建設工事	令和7年度	686,800 千円
太田川東部工業用水道第2期拡張水道施設建設工事	令和7年度から令和8年度まで	2,180,000 千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
-------	-------	-------	-----	-------

建設改良等 資金に充て るため	2,263,600 千円	証書借入又は証券 発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件 の定めるところに よる。ただし、財政 上の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、繰 上償還し、又は低 利に借換えするこ とができる。
-----------------------	--------------	----------------	--	---

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、400,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、工業用水道事業費用のうち営業費用及び営業外費用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	205,425 千円
交 際 費	45 千円

(他会計からの負担金等)

第 10 条 工業用水道事業会計の運営のため、他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額は、1,160 千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第 11 条 たな卸資産の購入限度額は、3,000 千円と定める。